

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく
建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の審査に対する審査手数料

【手数料113号の規定】

第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(法第35条2項の規定による申出がない場合)					
イ(ア)	一戸建ての住宅		評価書面なし	評価書面あり	
		200㎡未満	43,000	6,000	
		200㎡以上	47,000	6,000	
イ(イ)	共同住宅又は長屋住宅		評価書面なし	評価書面あり	
		300㎡未満のもの	76,000	11,000	
		300㎡を以上2,000㎡未満のもの	119,000	21,000	
		2,000㎡を以上5,000㎡未満のもの	195,000	44,000	
		5,000㎡を以上10,000㎡未満のもの	276,000	78,000	
		10,000㎡を以上25,000㎡未満のもの	532,000	124,000	
		25,000㎡を以上50,000㎡未満のもの	934,000	186,000	
		50,000㎡以上のもの	1,707,000	282,000	
ア	全部が住宅以外の用途の建築物	(ア)標準入力法又は主要室入力法		評価書面なし	評価書面あり
			300㎡未満のもの	230,000	12,000
			300㎡以上1,000㎡未満のもの	290,000	18,000
			1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	362,000	28,000
			2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	510,000	79,000
			5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	625,000	123,000
			10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	736,000	154,000
			25,000㎡以上50,000㎡未満のもの	838,000	192,000
		50,000㎡以上のもの	1,041,000	268,000	
		(イ)モデル建物法		評価書面なし	評価書面あり
			300㎡未満のもの	89,000	12,000
			300㎡以上1,000㎡未満のもの	114,000	18,000
			1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	145,000	28,000
			2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	230,000	79,000
			5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	298,000	123,000
			10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	357,000	154,000
25,000㎡以上50,000㎡未満のもの	417,000		192,000		
50,000㎡以上のもの	538,000	268,000			
ウ	建築物の一部が住宅の用途に供する場合	住宅の用途以外の用途に供する部分についてはアの規定により算定して得た額と住宅の用途に供する部分についてイの規定により算定した額の合計額			

備考

1 この表において評価書面とは、建築物の性能を適正と評価した書面であって認定の申請の区分に応じて規則で定めるものをいう。

2 認定を受ける建築物の計画を変更する場合にあっては、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)とする。

【その他】

建築物省エネ法第34条第2項第3号に掲げる事項のみを変更する場合	4,800
----------------------------------	-------

※建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項及び第31条1項の規定による申出(建築確認申請同等の申出)がある場合は、建築確認審査手数料の額を加えた額とする。